

富山県日本語教育の推進に関する基本的な方針

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育の推進の目的
- 2 県の責務
- 3 市町村・事業主・各種教育機関・NPO・その他関係者・組織間の連携

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 県内における日本語教育の機会の拡充
 - (1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
 - (2) 外国人留学生に対する日本語教育
 - (3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育
 - (4) 地域における日本語教育
- 2 県民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上
- 4 日本語教育に関する実態の把握及び情報の提供等

第3章 日本語教育の推進体制

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育の推進の目的

国籍等にかかわらず、県づくりの主役である県民一人ひとりが、健康でいきいきと輝いて学び、働き、暮らすことのできる持続可能な地域社会を形成する。

日本語教育の推進は、国籍等にかかわらず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる富山県を実現する上で重要です。また、日本人と外国人等の相互理解が進むことで、地域における多文化共生の推進に資するとともに、各国・地域との交流の促進にもつながります。

2 県の責務

県は、本方針や県内の状況を踏まえ、広域的な課題に対応するため、各関係主体が連携・協力して日本語教育を推進するための体制を整備します。また、関係主体がそれぞれの期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

体制の整備にあたり、県内の市町村等と連携し、事業を推進する総括コーディネーターを配置します。総括コーディネーターは、関係者・組織と情報交換しつつ、県内全域において事業の総括を行います。

3 市町村・事業主・各種教育機関・NPO¹・その他関係者・組織間の連携

市町村は、すべての県民にとって最も身近な基礎自治体として、本方針に基づき、地域の実情に沿って、多文化共生の拠点となる日本語教育の場づくりを推進することが重要です。

事業主は、外国人労働者も地域の一員であることを念頭におき、外国人労働者とその家族に対して、仕事または生活に必要な日本語習得のための学習機会の提供や学習支援に努めることが期待されます。

県内における日本語教育が適切に行われるためには、上記の他、各種教育機関・NPO・その他関係者・組織が連携し、日本語教育の推進に関する取組みを進めていくことが重要です。

¹ 本方針における「NPO」とは、法人格の有無や種類（NPO法人、公益（社団・財団）法人、一般（社団・財団）法人、社会福祉法人、協同組合等）を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決したりするために活動する非営利団体を指します。

第2章 日本語教育の推進に関する事項

1 県内における日本語教育の機会の拡充

(1) 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

県内の小中高校へ通っている外国人児童生徒数は、年々増加しており、日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍を含む）も増加傾向にあります。ポルトガル語を母語とする児童生徒が多い状況にありますが、出身国の多様化を背景として、児童生徒の母語も多言語化が進んでいます。

子どもたちが生活の基礎を身につけ、将来のビジョンを明確に持って、未来を切り拓くことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠です。日本語能力が低い場合は、社会への適応が困難となるおそれがあり、多様な関係者が連携する指導体制の充実、日本語指導力向上が急務となっています。

【取組み例】

- 日本語の指導を行うための教員等の養成及び配置
- 教員等の日本語指導力及び異文化コミュニケーション力を向上させるための研修の実施
- 多様な関係者の意識向上、学校種間の連携等、縦横の連携・協力体制の構築に向けた取組みの推進
- 学校等における指導体制の充実、就学促進・進学のための支援
- 母語力を含めた子どもの言語力向上のための支援

(2) 外国人留学生に対する日本語教育

県内の外国人留学生数は、486人（令和4年）²となっています。また、全国の外国人留学生数に占める県内外国人留学生数の割合は約0.2%となっています。

市場のグローバル化や技術開発の世界的な広がりに伴い、今後、県内企業がさらなる発展を遂げるため、留学を通して高度な知識・技能を身につけた人材の活躍が期待されます。

県内企業への外国人留学生の採用支援に取り組むとともに、就職後、職場等において円滑に意思疎通を図り、活躍することができるよう、日本語教育を含めたキャリア支援が必要です。

【取組み例】

- アジアをはじめとする各国人材の受入れ支援
- 外国人材受入れ体制整備及び外国人材とのコミュニケーション力、外国人材マネジメント力向上のための研修の実施

² 独立行政法人日本学生支援機構「2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査結果」

(3) 外国人等である労働者等に対する日本語教育

県内の外国人労働者数は12,221人（令和4年）³となっています。本県においては、製造業がさかんであることから、生産工程に従事する「技能実習」の割合が高いことが特徴です。

外国人労働者が、職場において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、企業の取組みを支援する等、受入れ側の環境を整備することが重要です。

また、平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は徐々に増加しています。特定技能については、同一業務内での転職が可能となることから、他自治体への流出が懸念されます。特定技能労働者に、県内企業で長く活躍してもらうため、受入れ側の環境整備や日本語学習のサポートが重要です。

【取組み例】

- 企業、介護事業所、監理団体等で実施される日本語教育への情報提供等の支援
- 外国人材受入れ体制整備及び外国人材とのコミュニケーション力、外国人材マネジメント力向上のための研修の実施（再掲）

(4) 地域における日本語教育

県内在住外国人数は19,638人（令和5年）⁴となっています。少子高齢化による生産年齢人口の減少等に鑑みれば、中長期的には今後も増加することが見込まれます。

県内には、約20⁵の日本語教室があり、その運営主体は、自治体、国際交流協会、任意団体等多様です。また、その多くは、無償で活躍するボランティアが担っている上、ボランティアの高齢化も進んでいることから、教室の継続と教育の質向上のための支援が必要です。

さらに、本県は、外国人が県内のあちこちに居住する外国人散在地域ですが、日本語教室がない町村もある等、日本語教育に対する取組み状況には地域差があります。居住地域にかかわらず、日本語学習を希望する外国人等に学習機会を提供する環境を整えることが求められます。

地域日本語教室は、外国人住民にとって身近な学習の場であるとともに、地域の日本人住民と交流できる多文化共生の拠点として重要な役割を担っています。学習者のニーズや地域の状況に応じて、多様な主体が連携・協力することが重要です。

【取組み例】

- 地域日本語教育の専門家と地域日本語教室の連携を促進するための環境整備
- 日本語初期指導の充実（オンラインの活用推進等）
- 地域日本語教育の専門家人材の育成・配置
- 日本語学習支援者（ボランティア）の発掘・育成・スキル向上支援
- 地域における日本人と外国人等の交流促進（防災訓練や交流イベントの実施等）
- 地域日本語教室と学校や企業等との連携促進

³ 富山労働局「富山県における外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）」

⁴ 富山県国際課「富山県内における外国人住民数（令和5（2023）年1月現在）」

⁵ 公益財団法人とやま国際センターホームページ「富山県内の日本語学校・教室」
<http://www.tic-toyama.or.jp/life/school.html>（2023年3月27日アクセス）

- 難民等に対する日本語教育

2 県民の理解と関心の増進

日本人と外国人等が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な構成員として共生するためには、外国人等への日本語教育支援はもとより、日本人に対する意識啓発も重要です。

国際交流・多文化共生イベント等を通じて、外国人等にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及啓発や地域日本語教育の紹介を行う等、日本語教育を身近に感じ、関心を高めてもらうための機会の提供が求められます。

【取組み例】

- 国際交流・多文化共生イベント等での普及啓発
- 地域日本語教育に関する情報発信
- 地域日本語教育の専門家人材の育成・配置（再掲）

3 日本語教育の水準の維持向上

外国人住民の中には、来日前・来日後に基礎的な日本語教育を受けた人や、日本語でのコミュニケーションに不自由のない人がいる一方、日常生活に必要な基礎段階の日本語運用能力がまだ十分に身に付いていない人もいます。

また、県内の日本語学習環境は、体系的に日本語を学ぶことのできる日本語学校や、日本人住民（ボランティア）との対話を通して日常生活での日本語を学ぶ地域日本語教室等があり、その教室形態、教授方法は様々です。

県内に在住する外国人等が、日本語で生活するために必要な日本語運用能力を身に付けられるよう、日本語教育の水準の維持向上及び日本語学習支援の体制構築を目指す必要があります。

【取組み例】

- 教員等の日本語指導力及び異文化コミュニケーション力を向上させるための研修の実施（再掲）
- 地域日本語教育の専門家と地域の日本語教室の連携を促進するための環境整備（再掲）
- 地域日本語教育の専門家人材の育成・配置（再掲）
- 日本語学習支援者（ボランティア）の発掘・育成・スキル向上支援（再掲）
- 支援者・支援組織のネットワークの構築と散在している支援リソースの情報集約及び分配

4 日本語教育に関する実態の把握及び情報の提供等

県内在住外国人の国籍、在留資格の多様化を背景として、日本語学習を希望する外国人の日本語能力や学習目的も多様化しています。日本語学習者や日本語教室の実態を把握するとともに、日本語学習者をはじめ、日本語教育に携わる関係者や地域住民、企業等が、日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、ホームページ等を活用した多言語での情報提供に努めるとともに、富山県外国人ワンストップ相談センターを通じた情報提供等を行います。

第3章 日本語教育の推進体制

県内における日本語教育の推進に向けて、今後も「ワンチームとやま」の体制づくりを進めることが必要です。

行政、各種教育機関、学識経験者、経済団体、NPO、外国人住民等、県内における各種機関・団体等との情報共有・意見交換を図りながら、関係機関相互間の連携のもと、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、「富山県外国人材活躍・多文化共生推進連絡会議」等を通じ、「富山県外国人材活躍・多文化共生プラン」及び本方針に係る多文化共生施策の定期的なフォローアップを行います。

日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し、おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは本方針を変更するものとします。